

## 只木ゼミ後期第7問

1. Xは、ある日紅葉狩りに訪れた先の公園のベンチで、自己所有のカメラ(20万円相当(以下「甲」とする。))をカバンの中に入れてまま、トイレ(直線距離10メートル、間に障害物はないものとする)に立ってしまった。Xが所有していたカメラは現在すでに生産が終了しているモデルであり、見た目に傷や汚れがないものの、Xは常日頃から外出する際はこれを携帯しており、愛着が湧いていた。
2. Yも同様の目的で公園に訪れていたところ(XとYはこの時点で何ら面識はなかった)、Xがカバンにカメラをしまいそのままトイレに行ったのを見て、X所有のカメラが以前から自分がネットオークションで購入したいと考えていたモデルで希少価値も高かったことから、魔がさし周囲の人がこちらに注目していないことを確認した上で、バックごとこれを盗んでもって帰り、自宅でコレクションとしてケースに入れて陳列した。
3. Xは大切にしていたカメラが盗まれ落ち込んでいたが、事件から2週間後にカメラ好きの友人Zから、使わなくなったカメラをあげるから、Zが所属している写真同好会の会合に来ないかと誘われ、同好会会長のY宅に招かれることとなった。
4. Y宅でYZその他複数人と写真やカメラについて熱く語り合い意気投合し、Yが「私の自慢のコレクションを見せてあげる」などといってXらにコレクションのカメラが陳列されたケースのおいてある部屋を見せたところ、Xはその中に先日盗まれた甲見つけた。Yは依然としてX先日のカメラの持ち主であったことに気がついておらず、これらを得意げにケースから取り出して見せびらかした。
5. Xはその後、リビングに戻った後にトイレに行くといって席を立つと、コレクションが所蔵された部屋で自らのカメラに違いないとの確信を持って甲を持ち出し、さらには盗んだYへの苛立ちからどうせこれら他のものも盗んだものに違いないと考えて別のカメラ1台(乙)もケースから取り出して、これを持って帰った。なお、実際にYのコレクションは盗品が3割ほど含まれており、Xが持ち帰った乙も盗品であった。

[設問] 上記の事案においてXにはいかなる罪が成立するか。

参考判例；最高裁平成14年7月1日第一小法廷(刑集56巻6号265頁)

；最高裁平成元年7月7日第三小法廷決定(刑集43巻7号607頁)